

軽減税率対策補助金 概要

1. 事業概要

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

A 型（複数税率対応レジの導入等支援）

概要	中小企業・小規模事業者の方がレジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売していて、複数税率に対応するレジの新規導入（入替）や、複数税率対応のための既存レジの改修をする場合に、その経費の一部を補助する制度
補助率	・導入・改修費用：原則 3/4 以内 ・導入費用が 3 万円未満の機器を 1 台のみ導入する場合：4/5 以内 ・タブレット等の汎用機器：1/2 以内
上限額	レジ 1 台あたり 20 万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1 台あたり 20 万円を加算。複数台を導入する場合等は、1 事業者あたり 200 万円を上限。
補助対象	・レジ本体 ・券売機 ・レジ付属機器 ・機器設置に要する経費 ・商品マスタの設定費用 ※リースによる導入も補助の対象

B 型（受発注システムの改修等支援）

概要	電子的受発注システム（EDI/EOS 等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援する制度
補助率	3/4 以内 ※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は初期費用の 1/2 が補助対象経費
上限額	・発注システムの場合：1,000 万円 ・受注システムの場合：150 万円 ・発注システム・受注システム両方の場合：1,000 万円
補助対象	・電子的な受発注システム等の改修（区分記載請求等保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む。）等に要する経費 ・パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 ※リースによる導入も補助の対象

C 型（区分記載請求書等への対応支援）

概要	区分記載請求書等保存方式に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等を導入する場合に、その経費の一部を補助する制度
補助率	3/4 以内 ※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は初期費用の 1/2 が補助対象経費
上限額	1 事業者あたり 150 万円以内
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費 ・ パッケージ製品の導入に要する経費 ・ 対応する事務処理機器の導入経費

2. 補助対象類型

【A 型】複数税率対応レジの導入等支援

- A-1 型：レジ・導入型
- A-2 型：レジ・改修型
- A-3 型：モバイル POS レジシステム
- A-4 型：POS レジシステム

【B 型】受発注システムの改修等支援

- B-1 型：受発注システム・指定事業者改修型
- B-2 型：受発注システム・自己導入型

【C 型】区分記載請求書等への対応支援

- C-1 型：請求書管理システム システム改修・導入型
- C-2 型：請求書管理システム ソフトウェア自己導入型
- C-3 型：請求書管理システム 事務機器改修・導入型

3. 申請受付期間

A 型、B-2 型及び C 型：2019 年 12 月 16 日までに申請（事後申請）

B-1 型：2019 年 6 月 28 日までに申請（完了報告書は 2019 年 12 月 16 日までに提出）

4. お問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局

TEL : 0570-081-222

URL : kzt-hojo.jp